

# 明倫校区コミュニティ協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、明倫校区コミュニティ協議会(以下、「本会」という) という。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、枚方市中宮西之町 10 番 6 号 明倫小学校内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、明倫校区内における「住みよいまちづくり」をめざし、地域の主体として「まちづくり」を担う組織である。そのための校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区の地域自治の発展と福祉の増進をめざすことを目的とする。

## (組 織)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため以下の団体の代表者をもって組織する。

- (1) 自治会・町内会・協議会(以降まとめて自治会と称する。
  - 宮之阪東協議会
  - 中宮西之町第3自治会
  - 東禁野自治会
  - 中宮本町第二町内会
  - 宮之阪1丁目自治会
  - 府営枚方禁野本町住宅自治会
  - 中宮西之町2区むつみ会
- (2) 福祉委員会
- (3) 民生・児童委員(主任児童委員を含む)
- (4) 小学校
- (5) 青少年育成指導委員
- (6) 小学校PTA
- (7) 明倫こどもいきいき広場運営委員会
- (8) 学校開放委員会
- (9) 中学校生活指導委員
- (10) 体育振興会
- (11) 防犯協議会
- (12) 自主防災会
- (13) 交通対策協議会
- (14) 子供会
- (15) 更生保護女性会

## (活 動)

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う

- (1) 校区内の自治会の調整連絡に関する事。
- (2) 校区の福祉・交流・安全などの活動に関する事。
  - ① 社会福祉の増進及び健康管理に関する事。
  - ② 青少年の健全育成に関する事。
  - ③ スポーツ・レクリエーション活動に関する事。
  - ④ 安全・防災・防犯に関する事。
  - ⑤ 環境保全に関する事。
  - ⑥ 社会層別組織、サークル組織に関する事。
  - ⑦ その他、地域に係る活動に関する事。

- (3) 会報の発行、本会ホームページなどの広報に関すること。
- (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(役員の種類)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。また以下のように小学校長を本会の顧問とする。

- |     |      |      |
|-----|------|------|
| (1) | 会長   | 1名   |
| (2) | 副会長  | 2名   |
| (3) | 書記   | 2名   |
| (4) | 会計   | 1名   |
| (5) | 会計監査 | 2名   |
| (6) | 顧問   | 小学校長 |
| (7) | 相談役  | 前会長  |

(役員を選出)

第7条 会長は、自治会長の互選による選出を基本とする。自治会長から選出されない場合には、会長はコミュニティ会議において選出する。その場合、副会長のうち1名は自治会長の中から選出するものとする。いずれの場合においても、会長は総会において承認を受ける

2 他役員についても、コミュニティ会議にて選出し、総会において承認を受ける。

(役員の仕事)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長は、本会を代表しすべての業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は、必要に応じて議事録の作成及び保存文章等に関する業務を行う。
- (4) 副会長及び書記は、必要に応じて校区住民に対し、本会の活動、コミュニティ誌等を用いて、周知を図る。
- (5) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会で監査報告を行う。
- (7) 相談役は、会長交代時に本会の会長の業務を円滑にするために補佐する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、会長の再任は1回限りとし、その他の役員の仕事は妨げない。相談役は、仕事は1年とし会長の提案で再任は妨げない。

2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することができる。

この場合、後任者の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および、コミュニティ会議とする。

2 会議は、第4条記載の代表者の2分の1の出席をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できないものは委任状の提出により出席者の数に加えられる。

3 コミュニティ会議は副会長を議長とする。

4 会議における議決は、合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者(構成団体単位で一票とする)の過半数も賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 会議の議決事項は、書記がその内容を必要に応じて記録し、会報等において校区住民に公表する。

(総会)

第11条 総会は、第4条記載の構成団体の代表者により、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の基本的な活動の計画
- (2) 会則の変更・承認
- (3) 役員を選任
- (4) 決算及び事業報告
- (5) 予算及び事業計画
- (6) その他議決が必要であると認める事項

- 2 総会は、会長の招集により開催される。総会は会長が招集を必要とした場合の他、コミュニティ会議で第4条記載構成団体の代表者の2分1以上からの請求があった場合に、会長は総会を招集しなければならない。

(コミュニティ会議)

第12条 コミュニティ会議は、本会を組織する各自治会の会長を含む、第4条記載の構成団体の代表者により、校区に関する事項等を審議し決定する。

- 2 定例会で行うことを基本とするが、その他必要となった場合には、会長は臨時、コミュニティ会議を招集しなければならない。

(青少年部)

第13条 地域青少年の健全な育成のための環境をつくるため、以下の構成団体をもって青少年部を組織し、事業を実施する。青少年部の長は、構成団体の委員又は経験者より選出する。

- (1) 青少年育成指導委員
- (2) 小学校PTA
- (3) 明倫こどもいきいき広場運営委員会
- (4) 主任児童委員
- (5) 学校開放委員会
- (6) 中学校生活指導委員
- (7) 子ども会

(会計)

第14条 本会の経費は、次の収入により運営する。

- (1) 分担金
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他

- 2 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会の支出は、総会で議決された予算に基づき会の目的にそって行う。
- 4 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(会計監査)

第15条 会計監査は、会計年度終了時に監査を行い、総会に報告する。

(会則の変更)

第16条 本会則の変更は総会の議決によりおこなわれる。

(附則)

第17条 本会則は、平成14年4月1日より施行する。

- 平成16年4月1日改定する。  
平成20年5月10日改定する。  
平成24年5月12日改定する。  
令和2年5月9日改定する。